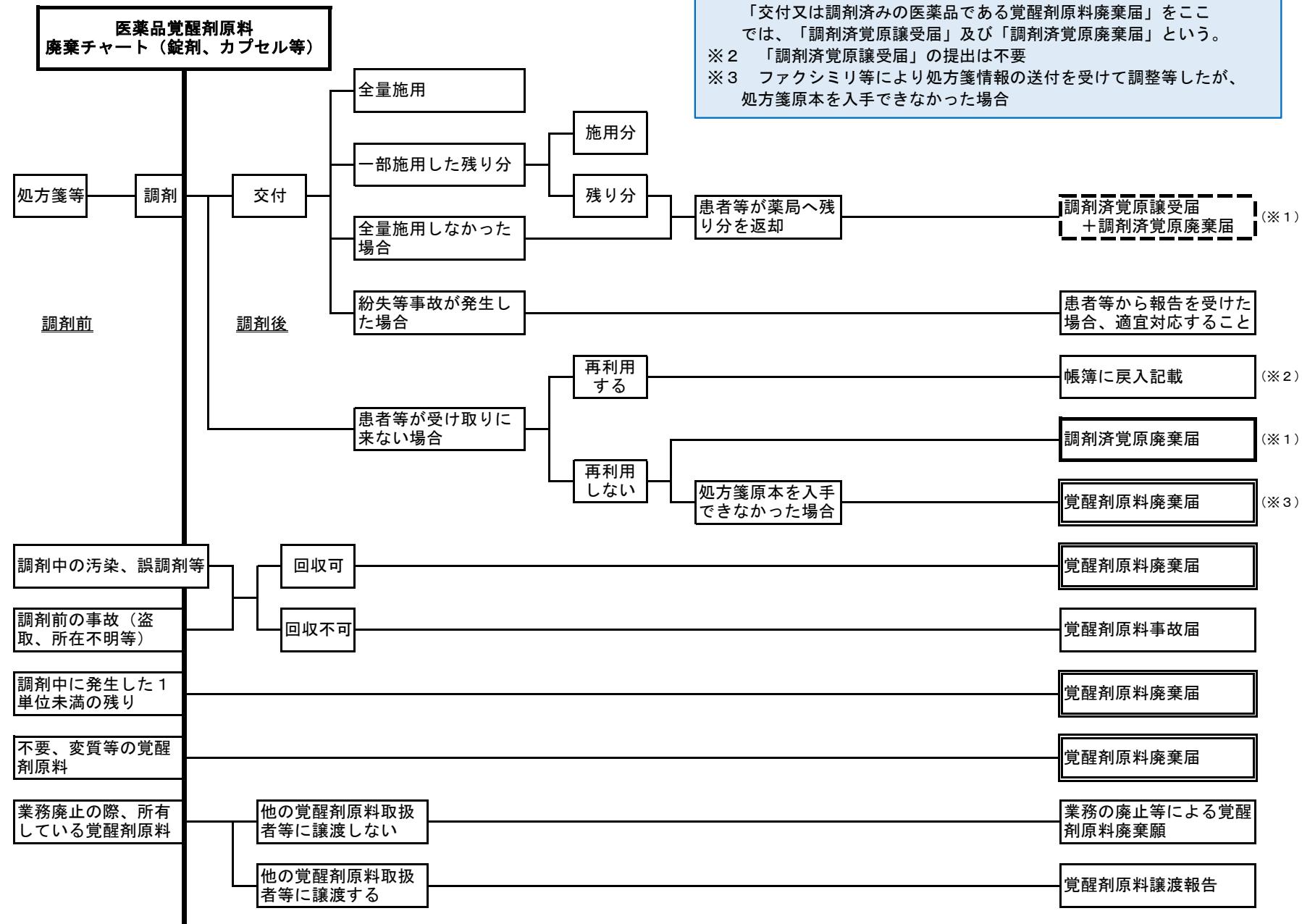


●覚醒剤原料の事故・廃棄手続き (薬局の場合)



(注釈)

※1 「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届」及び
「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届」をここ
では、「調剤済覚原譲受届」及び「調剤済覚原廃棄届」という。

※2 「調剤済覚原譲受届」の提出は不要

※3 ファクシミリ等により処方箋情報の送付を受けて調整等したが、
処方箋原本を入手できなかった場合